

議案第 33 号

橋本市事務分掌条例の一部を改正する条例について

橋本市事務分掌条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたい
ので、議会の議決を求める。

平成 29 年 2 月 27 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市事務分掌条例の一部を改正する条例

橋本市事務分掌条例(平成18年橋本市条例第8号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(設置) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の内部組織(以下「部」という。)を置く。 <u>総合政策部</u> 総務部 市民生活部 健康福祉部 経済推進部 建設部 上下水道部 2 前項に規定する部のほか、市長の権限に属する事務を分掌させるため、危機管理室を置く。 (事務分掌) 第2条 前条に規定する部の事務分掌の概要是、次のとおりとする。	(設置) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の内部組織(以下「部」という。)を置く。 総務部 市民生活部 健康福祉部 経済推進部 建設部 上下水道部 2 前項に規定する部のほか、市長の権限に属する事務を分掌させるため、政企画室、秘書広報課及び危機管理室を置く。 (事務分掌) 第2条 前条に規定する部の事務分掌の概要是、次のとおりとする。
総合政策部 (1) 総合計画及び進行管理に関すること。 (2) 重要施策の調整に関すること。 (3) 組織に関すること。 (4) 国際交流に関すること。 (5) 市民協働に関すること。 (6) 涉外及び秘書に関すること。 (7) 広報及び広聴に関すること。 (8) 人事及び研修に関すること。 (9) 給与及び福利厚生に関すること。 総務部	総務部 市民生活部 健康福祉部 経済推進部 建設部 上下水道部 2 前項に規定する部のほか、市長の権限に属する事務を分掌させるため、政企画室、秘書広報課及び危機管理室を置く。

(1)～(14) 略	(1)～(14) 略 (15) 人事及び研修に関すること。 (16) 給与及び福利厚生に関すること。 (17) 情報化の推進に関すること。 (18) 電子計算組織の管理運営に関すること。 (19) 他の部並びに政策企画室、秘書広報課及び危機管理室に属さないこと。
市民生活部～上下水道部 略	市民生活部～上下水道部 略 <u>(政策企画室の事務分掌)</u>
第3条～第5条 略	第3条 政策企画室の事務分掌の概要は、次のとおりとする。 (1) 総合計画及び進行管理に関すること。 (2) 重要施策の調整に関すること。 (3) 組織に関すること。 (4) 国際交流に関すること。 (5) 市民協働に関すること。 <u>(秘書広報課の事務分掌)</u>
	第4条 秘書広報課の事務分掌の概要は、次のとおりとする。 (1) 渉外及び秘書に関すること。 (2) 広報及び広聴に関すること。 第5条～第7条 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(橋本市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

2 橋本市特別職報酬等審議会条例(平成18年橋本市条例第58号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表下線の部分である。

改正後	改正前
(庶務) 第6条 審議会に関する庶務は、総合政策部職員課において処理する。	(庶務) 第6条 審議会に関する庶務は、総務部職員課において処理する。